

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、原則として全ての新築建築物に対して建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務化されるとともに、建築確認・検査の対象となる建築物が拡大されること等から、手数料の改定及び追加を行うほか、所要の改正を行う内容です。

審査の結果、本議案は、令和7年3月24日に、全会一致で可決されました。